

企業版道路サポーター制度と道路サポーター制度の違いについて

制度名		企業版道路サポーター制度	道路サポーター制度
対象		<ul style="list-style-type: none"> ・市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う<u>企業</u>(個人事業主を含む) ・複数の企業で構成する団体(商店組合、企業体等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5人以上の任意団体(自治会・町内会、企業、学校等)
活動内容	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路除草(植樹帯(柵)や目地部等)</u> ・道路清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路清掃 ・維持への協力(異状の通報等)
	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・花植え ・<u>照明灯の設置・管理(企業所有地内)</u> ・<u>照明灯の夜間点灯(企業所有地内)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・花植え
活動区域		企業の事業所周辺の区域 ※事業所から離れた場所も可能	団体が希望する任意の区域
認定要件	人数	なし	5人以上
	規模	(除草面積)20㎡以上	(清掃延長)100m以上
	頻度	年3回以上	年3回以上
	期間	(継続年数)5年以上	なし
市の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・企業名入りのサインボード設置(<u>企業ロゴや QR コードも掲載可能</u>) ・市 HP で企業名を公表 ・まち美化ボランティア袋の配布 ・ごみ、刈り草の回収 ・一人一花活動サポート制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>清掃道具の支給・貸与</u> ・<u>花苗の支給(年2回)</u> ・サインボードの設置(団体名のみ掲載) ・まち美化ボランティア袋の配布 ・ごみ、刈り草の回収 ・散水栓の設置 ・市民活動保険 ・一人一花活動サポート制度